

株式会社ジールアソシエイツ 内部通報に関する通報・相談フォーム（社外窓口用）

株式会社ジールアソシエイツ（以下、「当社」といいます）における組織や個人について、犯罪行為やその他の法令違反行為のほか各種社内規程に反する行為が生じたこと、又は生じるおそれのあることを知った場合に、社外窓口である一途総合法律事務所の担当弁護士に通報又は相談するためのフォームです。

このフォームを利用した通報・相談については、末尾の記載の注意事項を確認・承諾いただいたものとさせていただきます。

なお、匿名での通報・相談も可能ですが、社外窓口から当社の通報対応業務従事者に通報・相談を引き継ぐ際に当社に対して実名等を秘匿する匿名扱いとすることも可能です。社外窓口における通報・相談への適切な対処のため、このフォームの利用段階では可能な限り氏名、所属を明らかにしていただくことをお勧めいたします。

【内部通報窓口を利用できる方】

当社の従業員等（役員、正社員、出向社員、契約社員、パートタイム社員、アルバイト社員を含む直接雇用されている者、退職後1年以内の退職者）、当社と継続的な取引関係にある取引先事業者の役員、従業員、退職後1年以内の退職者

【内部通報の対象となる行為】

当社及び当社役員・労働者等・退職者・代理人その他の者（公益通報者保護法第2条第1項）による、法令・当社の各種内部規程に違反する行為、又はそれらに違反すると疑われる行為

通報・相談の別： <input type="checkbox"/> 通報 <input type="checkbox"/> 相談 （該当に <input checked="" type="checkbox"/> 印）		通報・相談日：
通報・相談者	氏名・所属	※ 匿名を希望する場合には「匿名希望」とご記入ください。
	希望する連絡方法・連絡先	※ 希望の連絡方法に <input checked="" type="checkbox"/> 印を付し、その連絡先を記入してください。 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電話（ <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 携帯） <input type="checkbox"/> その他
通報・相談内容	通報・相談の対象となる違反行為（又はその疑いのある行為）を行っている当社の部署名、又は個人名及びその役職名等	
	違反行為（又はその疑いのある行為）について、どのような法令又は当社の内部規程に違反するのか（法令の名称が不明な場合には記入不要です）。	
	通報・相談の対象となる違反行為（又はその疑いのある行為）の内容 ※ 箇条書きでも結構ですので「いつ」、「どこで」、「何が」等の具体的事実を記入してください。	
	通報・相談内容について証拠書類等の資料の有無 <input type="checkbox"/> 有（証拠書類等の内容を具体的に記入してください）  <input type="checkbox"/> 無	
通報処理に関する希望	通報結果の通知 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない（該当に <input checked="" type="checkbox"/> 印）	
	当社に対する匿名 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない（該当に <input checked="" type="checkbox"/> 印） ※未選択その他不明の場合は「希望しない」ものとして扱います。	

【注意事項】

- ◆ 通報・相談をしたことを理由として、当社は通報者・相談者に対して不利益な取扱いを行いません。
- ◆ 相談の場合、社外窓口の担当弁護士は、相談を受け付けた事実のみを当社の社内窓口であり法律上の守秘義務を負う通報対応業務従事者に報告し、その他の事項（相談者の氏名、相談内容等）について報告することは一切ありません。
- ◆ 通報の場合、社外窓口の担当弁護士は、通報を受け付けた事実および通報内容（このフォームに記載された内容）を当社の社内窓口であり法律上の守秘義務を負う通報対応業務従事者に報告しますが、その他の者に通報を受け付けた事実を含め開示することは一切ありません。
- ◆ 通報の場合、通報内容の調査については、原則として当社内の法律上の守秘義務を負う通報対応業務従事者が検討、実施するものであり、社外窓口の担当弁護士が実施するものではありません。
- ◆ 匿名での通報も可能ですが、その場合、事実関係の調査等を十分に行うことができない可能性があります。
- ◆ 社外窓口に対して、実名及び連絡先を明らかにして行われた通報について、通報者が当社に対して実名等の秘匿を希望した場合、社外窓口の担当弁護士が、当社に対して通報者の実名等を報告することはありません。ただし、秘匿する内容によって、事実関係の調査等を十分に行うことができない可能性があります。また、実名等を秘匿しても、通報内容により、又は調査の過程において、通報者が特定されてしまう可能性はあります。
- ◆ 通報者が希望する場合には、社外窓口の担当弁護士から調査結果を通報者に通知します（ただし、連絡先の記載のない匿名通報の場合は除きます）。